標柱三号から二五六度二四分三七秒
一五・〇九六メートルの地点　四号
標柱四号から二五三度五九分〇秒
二一・六五一メートルの地点　五号
標柱五号から二四七度四九分二六秒
一八・四三一メートルの地点　六号
ロ　広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱七号と八号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十三号までを順次結んだ線及び標柱七号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一六七度五七分四三秒
六五一・五五二メートルの地点　七号
標柱七号から五四度三三分三五秒
四〇・二七四メートルの地点　八号
標柱八号から二四一度二七分三一秒
一四・三四三メートルの地点　九号
標柱九号から二三五度四六分一四秒
四・五六七メートルの地点　十号
標柱十号から二三五度四五分五六秒
三・六一九メートルの地点　十一号
標柱十一号から二二六度二五分五五秒
八・二〇六メートルの地点　十二号
標柱十二号から二二三度一六分四三秒
四・五九〇メートルの地点　十三号
ハ　広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十四号と十五号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十五号と十六号を結んだ線及び標柱十四号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一六三度一〇分三五秒
六三五・〇一一メートルの地点　十四号
標柱十四号から六八度一一分八秒
七・三一七メートルの地点　十五号
標柱十五号から二二六度二五分五〇秒
三・九〇九メートルの地点　十六号

五（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川支川二八隣一及び太田川支川二八隣二
（二）　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から八八度三九分四四秒
一六八二・九一〇メートルの地点　一号
標柱一号から二五一度一分一一秒
一・七二八メートルの地点　二号
標柱二号から二〇二度四七分七秒
八・八六七メートルの地点　三号
標柱三号から二七六度〇分二一秒
二・八一九メートルの地点　四号
標柱四号から二四四度三二分五三秒
〇・四三七メートルの地点　五号
標柱五号から二〇八度一二分二九秒
〇・九二〇メートルの地点　六号
標柱六号から二五九度三六分五七秒
二・九七四メートルの地点　七号
標柱七号から一八〇度〇分〇秒
二・七六一メートルの地点　八号
標柱八号から一四五度四分二一秒
二・四七八メートルの地点　九号
標柱九号から一八六度一二分一七秒
三・一二七メートルの地点　十号
標柱十号から一九六度四六分四一秒
三・二〇四メートルの地点　十一号
標柱十一号から二三三度一六分五四秒
四・八三五メートルの地点　十二号
標柱十二号から三〇三度五九分三一秒
〇・七三七メートルの地点　十三号
標柱十三号から三四八度五六分二二秒
三・〇一八メートルの地点　十四号
標柱十四号から三〇三度一二分五秒
一四・六〇四メートルの地点　十五号
標柱十五号から一九二度四七分四八秒
一・六四八メートルの地点　十六号
標柱十六号から二七二度二分二〇秒
九・〇五一メートルの地点　十七号
標柱十七号から三三一度五一分三五秒
七・一五八メートルの地点　十八号

標柱十八号から三〇九度四二分二四秒
八・五九二メートルの地点　十九号
標柱十九号から二八一度五三分五一秒
六・三一一メートルの地点　二十号
標柱二十号から二八八度四九分一六秒
一三・七四四メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二九四度二六分九秒
九・四七四メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二八〇度四七分三三秒
二二・二四二メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二〇度八分四〇秒
一六・九九二メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から八五度四二分五七秒
三二・六八九メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一度五一分五七秒
二九・六二七メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から四一度三九分二八秒
二〇・二〇七メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から三四一度五八分一九秒
三〇・〇九六メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から三二度二四分一二秒
五・四四七メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一〇八度一四分一七秒
一六・五七四メートルの地点　三十号
標柱三十号から一四四度三分二五秒
九・二九八メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から一六〇度三四分一八秒
四・六一五メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から六五度五八分二二秒
一・〇八一メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から一四四度四二分四六秒
一〇・七九七メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一四四度四二分二二秒
一・一二〇メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から九八度三四分二八秒
〇・五八四メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から六二度一一分一秒
八・九七一メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から三二九度五三分三二秒
〇・六六六メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から六三度二三分四七秒
二・六五七メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から三六度四七分三秒
〇・八〇二メートルの地点　四十号
標柱四十号から一〇一度二五分五七秒
三・四八一メートルの地点　四十一号

標柱四十一号から一一三度四五分四三秒
一・三六三メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から一五九度四二分二五秒
二・一一六メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から一七七度四三分三四秒
三・七〇五メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から一五七度一四分二五秒
二・一七六メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から一七六度四一分二二秒
三・七二三メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から一六八度五九分二三秒
六・一一〇メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から一九九度五七分三六秒
二・七六八メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から二四三度一四分七秒
七・八二三メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から一五九度八分一六秒
六・一五二メートルの地点　五十号
標柱五十号から九一度三九分三秒
五・四一五メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から一四六度二六分一三秒
二・五〇〇メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から一七七度一二分三三秒
一〇・四七四メートルの地点　五十三号
標柱五十三号から一九二度五一分四六秒
八・〇五四メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から一六三度三三分二五秒
一〇・七三六メートルの地点　五十五号
標柱五十五号から一七八度四六分二七秒
四・三〇〇メートルの地点　五十六号
六（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川一〇四
（二）　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一六二度四三分三〇秒
一二七七・九五四メートルの地点　一号
標柱一号から二四度九分二二秒
九・五二三メートルの地点　二号
標柱二号から三四三度一五分二〇秒
一二・四一二メートルの地点　三号